

関西防災・減災プラン原子力災害対策編の改定と今後の予定

H25.3.13 関西広域連合広域防災局

1 趣旨

昨年度末に策定した概括的・骨格的な「関西防災・減災プラン原子力災害対策編」について、国の新しい原子力災害対策指針等を踏まえて改定（本格策定）する。

2 国、関係地方公共団体の状況

(1) 国の状況

原子力災害対策指針の策定・改定

- ・昨年 6 月に改正された原子力災害対策特別措置法において原子力規制委員会が定めることとされた「原子力災害対策指針(以下「指針」という。)」が昨年 10 月末に策定された。
- ・本年 2 月 27 日に指針が改定されたが、引き続き以下の事項は検討課題とされている。
(指針における今後の検討課題) 詳細は後述
 - ・原子力災害事前対策のあり方
 - ・緊急時モニタリング等のあり方
 - ・緊急被ばく医療のあり方
 - ・地域住民との情報共有等のあり方

広域的な地域防災に関する協議会の設置

- ・福井県内の原子力発電所の防災対策を協議する「広域的な地域防災に関する協議会」を設置（事務局：原子力規制庁）
- ・福井、岐阜、滋賀、京都の各府県に加え、関西広域連合がオブザーバーとして参画。
- ・これまでの協議の結果、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）は概ね 30km の範囲とすること、広域避難対策について協議会の下にワーキンググループを設置して実務的な検討を進めることについて合意。

(2) 関係地方公共団体の状況

- ・指針及びこれに合わせて修正された防災基本計画に基づき、UPZ の範囲に入る地方公共団体は、地域防災計画の作成・修正を行わなければならない。
- ・また、府県域を越える避難を想定する場合は、広域避難計画の作成が必要となる。

《UPZ の範囲に入る広域連合構成団体、連携県の状況》

団体名	地域防災計画の作成・修正状況	広域避難の検討状況
福井県	未定	一部県外避難を検討中
滋賀県	年度内に地域防災計画を修正予定	一部県外避難を検討中
京都府	地域防災計画修正済（H25.2）	舞鶴市民 8 万 9 千名の府外避難(西方向)について広域連合に調整を要請
京都市	年度内に地域防災計画を作成予定	市域を越える避難は想定せず

各団体とも、国の指針の改定に合わせて、継続的に計画の修正を行っていく。

3 関西防災・減災プラン原子力災害対策編 改定案について

(1) 検討経緯

原子力災害対策専門部会を3回開催し、改定案の検討を行ってきた。

H24. 6.12 第1回専門部会 課題と検討の方向性について協議

H24.11.28 第2回専門部会 改定素案について協議

H25. 2.14 第3回専門部会 改定案について協議

部会の主な意見は【参考1】(p.2) 参照。

(2) 改定案のポイント

- ・指針、防災基本計画、修正後の関係府県の地域防災計画との整合を確保。
- ・指針に定められたEAL(緊急時活動レベル)及びOIL(運用上の介入レベル)に沿って展開される災害対応における関係機関の役割と活動の流れを整理。
- ・その上で広域連合として重点的に対応すべき課題を示し、これらの課題の対応を記載。
(広域連合として重点的に対応すべき課題)
 - 情報の収集と共有
 - 広域避難に関する調整
 - 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信
- ・広域連合の調整機能が特に期待される広域避難については、想定される広域避難パターンを示すとともに、今後、関係府県が広域避難計画の検討を行っていく上での基本となる考え方を提示。
- ・わかりやすい計画となるよう平易な表現に努めるほか、付属資料を充実。
 - 「福島第一原子力発電所事故の概要」を掲載
 - 「原子力防災用語解説」を充実

改定案の構成は【参考2】(p.5) 参照。

(3) 今後の予定

今回の改定

今回の改定案は、パブリックコメント実施の上で、広域連合議会の議決で確定予定。

3月13日 関西広域防災計画策定委員会で協議

3月28日 広域連合委員会に報告

4月 パブリックコメント実施

5月 広域連合委員会に報告

6月 広域連合議会で議決

次回以降の改定

次年度以降も、国の指針改定等に合わせ、継続的に計画の改定を進めていく。

ア 指針の改定に合わせた計画の改定検討

今後、原子力規制委員会で進められる専門的な検討の結果を踏まえて指針が改定されるため、これに合わせた計画の改定を検討する。

- ・原子力災害事前対策のあり方

PPA（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を準備する区域）の導入 等

- ・緊急時モニタリング等のあり方

 - 緊急時及び平常時モニタリング計画の策定 等

- ・緊急被ばく医療のあり方

 - UPZ 以遠における安定ヨウ素剤の投与の判断基準

 - 避難や屋内退避等の防護措置との併用のあり方 等

- ・地域住民との情報共有等のあり方

 - 住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定 等

イ 今後の詳細検討を踏まえた計画の改定検討

今後、広域連合として継続して検討していく事項について計画の改定を検討する。

- ・広域避難対策の詳細検討を踏まえた対応

- ・琵琶湖への影響予測結果を踏まえた対応

4 広域避難対策の詳細検討について

広域避難対策は、UPZ を概ね 30km という広域で設定することになったことに伴う、これまでなかった新しい課題であり、所在県、関係周辺府県を中心に関係機関が連携して、実務的な検討を進めていく必要がある。

(1) 主な検討課題

広域避難の受入体制を関西全体で整備するため、広域連合として、国、関係府県・市町村、事業者等と緊密に連携を図りながら、以下の点について詳細検討を行う。

- 受入先の確保と避難元・避難先のマッチング

- 移動手段の確保（自家用車の取扱い、事業者との連携、交通規制等）

- 受入体制の整備（避難所の運営体制、避難生活が長期に及ぶ場合の対応等）

- 災害時要援護者（特に入院患者、施設入所者）への対応

- 避難時のスクリーニング及び除染体制の整備

- 市役所・町役場の避難計画

(2) 検討体制

- 広域連合広域防災局での検討

 - ・構成団体、連携県の協力を得て、実務担当者レベルで詳細検討・調整を行う。

 - ・検討成果は、本プランに盛り込むとともに、関係府県の避難計画に反映させる。

- 国のワーキングチームへの参画

 - ・「広域的な地域防災に関する協議会」の下に広域避難対策ワーキンググループが設置される予定のため、広域連合としてこれに積極的に参画する。

(3) 国への申し入れ

広域避難対策の検討に当たっては、国の支援が不可欠であることから、国に対応を求めべき事項を取りまとめ、広域連合として国に申し入れを行った（H25.3.2）。

申し入れの内容は【参考3】(p.6) 参照。

【参考1】関西広域防災計画策定委員会 原子力災害対策専門部会委員の主な意見

第1回専門部会（H24.6.12）での主な意見

プランの前提となる被害想定について

- ・ 原子炉の構造の違いで事故事象に違いがあるかどうかというアプローチではなく、多様な事故事象に柔軟に対応できるように大きめの網をかけるというアプローチで進めるべき。
- ・ 原子炉の設計上のリスクの大小から防災対策に温度差をつけることは難しい。
- ・ 被害想定を理論的に設定するのは困難。福島第一並みとする以外にないのではないか。

改定の進め方と主な検討課題について

- ・ 確実な対策があってこそリスクコミュニケーションも有効になる。
- ・ 福島の実験から指揮系統の一元化が極めて重要。一義的には国の責任で対応すべき分野。広域連合としてどのような役割を担えるかはよく見極めることが必要。
- ・ 広域連合として重点的に対応する課題をグレード分けして検討を進めるべき。例えば府県境を超える広域避難は、広域連合として対応すべき重要な課題だ。

第2回部会（H24.11.28）での主な意見

広域避難対策について

- ・ 避難手段の見極めとこれに対応した受入施設、避難誘導計画の検討が必要。
- ・ 広域ネットワークを持つ企業の協力が必須。広域連合でまとめて協定を結ぶ等の検討が必要。
- ・ これまで関係なかった地域が避難者を受入れることになる。受入先の地域の普及啓発が重要。
- ・ 自家用車で避難することを前提に計画するののも一つの方法だ。
- ・ ベントの仕方によって避難の仕方が変わってくる。事業者との協議も必要ではないか。

広域連合として重点的に対応すべき事項について

- ・ リソースは限られている。対策のプライオリティ付けをする必要がある。
- ・ 「誰かがやると思っていた」という状況にならないよう、各主体の役割を明確化すること。
- ・ 広域連合で関西全体のモニタリング情報を集約して発信する方法を考えるべき。
- ・ 情報連絡体制についてはサーバーがダウンした際の対応など民間活用を考えるべき。
- ・ 普及啓発については30km圏の内と外でやり方や内容が違って来る。書き分けが必要。

第3回部会（H25.2.14）での主な意見

今後の対応について

- ・ 項目は網羅しているが、今の時点でどこまでできて、これからどこまでやるかを整理すべき。
- ・ 要援護者の避難は受入先が限られ、広域避難になる可能性が高い。しっかり対応すること。
- ・ 風評被害対策は、具体的にどういう準備をしておくかで、結果がかなり違って来るはず。
- ・ 輸送やスクリーニング等に関わる事業者や市町村など関係者に対する普及啓発がまず必要。
- ・ 役割分担については、これで本当に動くのか、訓練して試した方がよい。
- ・ 一挙に事態が進展する場合もあり得るので、時間に応じたシミュレーションをしておくべき。特にスクリーニングは、限られた要員・資材で切り抜かれるよう用意しておく必要がある。

【参考2】関西防災・減災プラン原子力災害対策編 構成新旧比較

<p>概括的・骨格的策定 (H24.3)</p>	<p>改定案 (H25.3.13)</p>
<p>基本的な考え方</p> <p>1 広域連合の役割</p> <p>2 原子力災害対策の留意点 → 付属資料へ</p> <p>被害想定</p> <p>1 防災・減災プランで対象とする原子力災害</p> <p>2 事故災害の影響が想定される地域</p>	<p>総則</p> <p>1 計画の目的</p> <p>2 本計画における用語の定義</p> <p>3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務</p> <p>4 計画の性格</p> <p>5 原子力災害対策重点区域</p> <p>6 原子力災害の想定</p> <p>7 計画の改定</p>
<p>災害への備え</p> <p>1 事業者との覚書</p> <p>2 通報連絡体制の整備</p> <p>3 広域でのモニタリング状況の把握</p> <p>4 平常時の情報発信と意識啓発</p> <p>5 資機材の整備と協力体制の構築</p> <p>6 広域避難に関する協力要請</p>	<p>災害への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>3 モニタリング情報の共有・発信体制の構築</p> <p>4 緊急被ばく医療体制の整備 <small>モニタリング設備の配備状況は付属資料へ</small></p> <p>5 広域避難体制の整備</p> <p>6 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>7 水道水の摂取制限</p> <p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>9 住民等に対する知識の普及啓発</p> <p>10 防災訓練への参加等</p>
<p>災害への対応</p> <p>1 災害対応のシナリオ</p> <p>2 初動体制の確立</p> <p>3 緊急時のモニタリング</p> <p>4 放射性物質拡散予測システムの活用</p> <p>5 広域避難の調整</p> <p>6 緊急被ばく医療</p> <p>7 除染活動</p> <p>8 流通食品対策</p> <p>9 家畜の移動</p> <p>10 風評被害対策</p> <p>11 水質汚染対策</p>	<p>災害への対応</p> <p>広域連合における災害対応の流れ</p> <p>【初動段階・応急対応段階】</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>2 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>3 広域避難の調整</p> <p>4 飲食物等の出荷制限、摂取制限等</p> <p>5 水質汚染対策</p> <p>6 緊急被ばく医療 <small>被ばく医療機関の指定状況は付属資料へ</small></p> <p>7 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>【復旧・復興段階】</p> <p>1 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>2 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>4 風評被害等の影響の軽減</p> <p>5 原子力損害賠償</p>
<p>付属資料</p> <p>1 避難指示の発令が想定される地域・人口</p> <p>2 原子力防災用語集</p>	<p>付属資料</p> <p>1 福島第一原発事故の概要</p> <p>2 原災法及び災対法の関係条文</p> <p>3 原子力災害対策の留意点</p> <p>4 原子力災害対策重点区域の概ねの範囲内の市町別人口</p> <p>5 関西周辺の原子力施設の概要</p> <p>6 原子力事業者との情報連絡に関する覚書</p> <p>7 関西広域防災計画策定委員会 原子力災害対策専門部会 委員名簿</p> <p>8 広域連合・構成団体と原子力防災関係機関との協定等一覧</p> <p>9 関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況</p> <p>10 関西周辺の被ばく医療機関の指定状況</p> <p>11 福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響</p> <p>12 原子力防災用語解説</p>

【参考2】広域避難対策に関する申し入れ（H25.3.2）

広域避難対策に関する申し入れ

現在、関西広域連合では、新しい原子力災害対策指針、防災基本計画、関係府県の地域防災計画との整合を図りながら、広域的な原子力災害対策の検討を進めている。

原子力災害対策指針のもと、新たに原子力災害対策重点区域として「原子力施設から概ね30km」を目安にUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を関係府県が設定することとなり、関係府県・市町村はこの範囲の住民を対象に、地域防災計画の下に、万一府県域を越える広域避難が必要となった場合に円滑にこれを実施できるよう、事前に広域避難計画を作成しておく必要がある。

広域避難対策は、UPZを概ね30kmという広域で設定することになったことに伴う、これまでなかった新しい課題である。関係府県は手探りで検討を進めているが、避難先の確保にはじまり、避難手段の確保、避難経路の確保、避難時のスクリーニング及び除染体制の確保、災害時要援護者への対応等々、多くの課題に直面している。原子力規制委員会・原子力規制庁はもとより、関係府省庁との連携なくては、実効性のある広域避難計画の作成は困難である。

先般、国が設置した「広域的な地域防災に関する協議会」には、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府に加え、当連合も、オブザーバーとして参画している。同協議会では、今後、ワーキンググループを設置して広域避難の検討を進めることとされ、国から当連合に対し、広域避難の調整について協力要請があった。

もとより広域連合は、その設立趣旨に照らし、こうした課題に対する責務を担っており、積極的に対応していく。

については、実効性のある広域避難計画の策定に向け、広域避難対策のワーキンググループを運営するなかで、下記の事項について、迅速かつ適切に方針を提示されるとともに、関係府省庁横断で一丸となって対応されるよう申し入れる。

記

1 避難手段の確保 [規制庁、国交省]

多数の住民を一時に大量に避難させる必要が生じる可能性があることに備え、交通事業者との事前の協議・調整が不可欠であるため、以下を求める。

- ・ バス、鉄道等の交通事業者に対する協力要請を行うとともに、関係事業者による協力の取りまとめを行うこと。
- ・ 事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための基準を早期に策定すること。

- ・ 緊急時に国も積極的に関与する形で移動手段の確保が行われるよう、連絡調整の体制や手順等をあらかじめ整備すること。
- ・ 災害時要援護者の迅速な避難が実施できるよう、自衛隊の協力を得ること。また、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備を促進すること。

2 避難経路の確保 [規制庁、警察庁、国交省]

高速道路を主要な避難経路としても使うことが想定される。渋滞を抑制するためには、道路、特に高速道路の通行規制が必要である。また、避難途上でスクリーニングを行う必要があるため、その実施場所として高速道路の SA/PA 等を活用することが考えられる。このため、以下を求める。

- ・ 道路管理者に対する協力要請を行うとともに、道路管理者による対応の取りまとめを行うこと。
- ・ 交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。

3 スクリーニング実施体制の整備 [規制庁]

多数の住民及び車両を対象に、避難途上で大規模なスクリーニング及び除染を行う場合に、周辺地方公共団体の協力が必要になると考えられるため、以下を求める。

- ・ 国や関係機関でスクリーニング要員育成研修事業を実施すること。
- ・ 国の財政負担でスクリーニング資機材を適切に配備すること。

4 モニタリング情報の活用 [規制庁]

広域避難措置は基本的にモニタリング結果に基づき実施される。避難時期や避難方向を迅速かつ適切に判断するためには、モニタリング結果を広域避難措置に有効に活用できる体制の整備が必要であるため、以下を求める。

- ・ 関係地方公共団体及び広域連合が避難実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備すること。
- ・ 緊急時は、常設の観測網を補うため可搬型モニタリングポストを活用することになっているが、確実なモニタリングを実施するためには、常設の観測網の充実を図る必要がある。UPZ 外の区域も含めて、常設のモニタリングポストが広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うこと。

5 SPEEDI 等による予測情報の活用 [規制庁]

避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあることから、SPEEDI 等による予測情報が不可欠であると考えられる。このため、SPEEDI の信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

6 災害時要援護者への対応 [規制庁、厚労省]

災害時要援護者、特に入院患者、施設入所者について、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を、国として早急に示すこと。

7 避難所及び仮設住宅建設用地の確保 [規制庁]

広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について積極的に対応すること。

8 原子力災害対策指針の早期改定 [規制庁]

原子力災害対策指針の中で今後の検討課題となっている「ブルームの影響を考慮した P P A の導入」「U P Z 以遠での安定ヨウ素剤の投与の基準等」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定すること。

9 国による財源の確保 [規制庁]

上記の事項に基づき、人員配置を含め、避難体制を整備するための費用については、国において確実に確保すること。

平成 2 5 年 3 月 2 日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子 (滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員	門 川 大 作 (京都市長)
委 員	橋 下 徹 (大阪市長)
委 員	竹 山 修 身 (堺市長)
委 員	矢 田 立 郎 (神戸市長)